国立大学法人東京学芸大学公用車管理運行規則の一部改正について

改正理由：　マイクロバスを廃車したことに伴う改正のため。

改　　正	現　　行
（趣旨） 第１条　国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）が所有する普通乗用車，ワゴン車及び大型バス（以下「公用車」という。）の管理及び運行についてはこの規則の定めるところによる。 ［省略］ （使用の範囲） 第６条　公用車のうち，普通乗用車，ワゴン車を使用できる範囲は，次の各号に掲げる場合とする。 (1)～(2)［省略］ ２　公用車のうち，大型バスの使用は，自動車運転手の運転に限るものとし，使用できる範囲は，次の各号に掲げる場合とする。 (1)～(3)［省略］ ［省略］ （運転業務付加） 第１０条　課長又は室長は，当該部局において公用車を使用する必要がある場合に，自動車運転手が不在，若しくは自動車運転手の運行計画上等の理由により，自動車運転手による運行ができないときは，当該部局に所属する職員に対し，公用車の運転業務を命じることができるものとする。	（趣旨） 第１条　国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）が所有する普通乗用車，ワゴン車，マイクロバス及び大型バス（以下「公用車」という。）の管理及び運行についてはこの規則の定めるところによる。 ［省略］ （使用の範囲） 第６条　公用車のうち，普通乗用車，ワゴン車を使用できる範囲は，次の各号に掲げる場合とする。 (1)～(2)［省略］ ２　公用車のうち，マイクロバス，大型バスの使用は，自動車運転手の運転に限るものとし，使用できる範囲は，次の各号に掲げる場合とする。 (1)～(3)［省略］ ［省略］ （運転業務付加） 第１０条　課長又は室長は，当該部局において公用車を使用する必要がある場合に，自動車運転手が不在，若しくは自動車運転手の運行計画上等の理由により，自動車運転手による運行ができないときは，当該部局に所属する職員に対し，公用車の運転業務を命じることができるものとする。

改　　正	現　　行
２　前項の公用車には，大型バスは含まない。 ３　　［省略］ 　　［省略］ 様式第１号（第７条関係） 　（別紙のとおり） 　　［省略］ 　附　則 この規則は，平成18年４月１日から施行する。	２　前項の公用車には，マイクロバス、大型バスは含まない。 ３　　［省略］ 　　［省略］ 様式第１号（第７条関係） 　（別紙のとおり） 　　［省略］